

令和 8 年度住宅改修・福祉用具貸与におけるリハビリテーション専門職の関与による介護給付適正化の取組について

本市では、令和元年度より、住宅改修および福祉用具貸与の申請時確認において、リハビリテーション専門職(以下「リハビリ専門職」)が関与する取組を実施しています。

この取組は、利用者の身体状況や生活環境に応じた適切な住宅改修・福祉用具の選定を行うことで、利用者の自立支援および QOL(生活の質)の向上を図ることを目的としています。

令和 8 年度は、以下の内容により実施します。

1 実施方法

(1)住宅改修

①訪問点検

事前申請書類の内容から、改修内容に疑義があるケース、リハビリ専門職が関与することで、より本人の自立につながると考えられるケース等について、リハビリ専門職による訪問点検を行います。

訪問時には、本人の動作状況の確認、改修予定箇所の確認を行い、住宅改修の適否を判断します。また、本人・家族・担当ケアマネジャー・施工業者に対し、自立支援の視点から助言を行います。

【対象】

(ア)要支援 1・2、または申請中の方で、新規に住宅改修を行うケース

ただし、以下に該当する方は除きます。

- ・難病等の進行性疾患がある方
- ・精神症状や認知症状がある方
- ・終末期の状態にある方 等、明らかに状態の増悪が見込まれる場合

(イ)改修内容に疑義があるケース

②モニタリング

住宅改修および訪問点検の効果を把握するため、モニタリングを実施します。

訪問点検からおおむね 3 か月後を目途に、理由書作成者または住宅改修事業者に対し、改修目的・期待効果の達成状況、訪問点検に関する感想について、アンケートを実施します。

また、必要に応じて聞き取りや再訪問を行い、想定した効果が得られているか確認します。

(2)福祉用具貸与

①訪問点検

福祉用具貸与理由書の内容から、内容に疑義があるケース、リハビリ専門職の助言により、より自立につながると考えられるケースについて、訪問点検を行います。

【対象】

(ア)内容に疑義があるケース

例：身体状況に合わない福祉用具の貸与

(イ)要介護1で電動車いすを貸与するケース

(ウ)要支援1・2で、特殊寝台および付属品を貸与するケース

※新規貸与申請のみに限ります

※内科的疾患(心不全・腎不全・肺疾患等)が理由の場合は除きます

※状態像として、医師の意見書(iii)に該当するものに限り

②モニタリング

福祉用具貸与の効果、または貸与しなかった場合の影響、および訪問点検による効果を把握するため、訪問点検からおおむね3か月後を目途に、担当ケアマネジャーへアンケートを実施します。

2 実施体制

介護保険課 保健師

介護支援専門員

事務担当

高齢福祉課 リハビリテーション専門職